

困った時は一人で悩まずご相談を！ 春日部市消費生活センターから のお知らせ

～令和7年 春号～

発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）



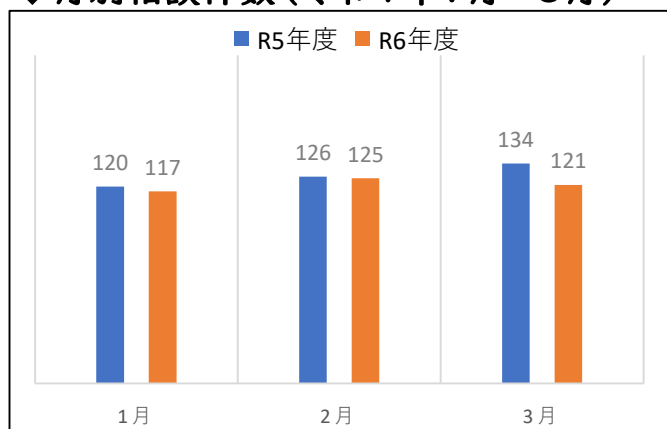
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。

今回は、令和7年1月～3月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

◆消費生活相談件数

令和7年1月～3月	前年同時期	増減	増減率
363件	380件	▲17件	▲4.4%

◆月別相談件数（令和7年1月～3月）



“家屋に関する点検”にご注意ください！

・家屋に関する点検を口実に突然訪問し、不安感をあおって不要な工事や交換を勧める「点検商法」での契約トラブルが後を絶ちません。

★突然訪問してきた業者は防犯の観点から、インターホン越しに対応しましょう！

断るときは一言「お断りします！」



◆商品・役務別件数、相談概要（令和7年1月～3月）

1位	商品一般	33件	<主な相談例> 宛先に自分の名前と住所が記載された身に覚えのない荷物が置き配されていた。どうしたらよいか。
2位	工事・建築	30件	<主な相談例> 無料耐震診断で回っていると訪問を受け、あちこち不具合を指摘されたので耐震工事契約をした。高額なのでやめたい。
3位	役務その他サービス	14件	<主な相談例> パソコン閲覧中に突然警告音が鳴り出し表示された番号に架電。銀行情報を聞かれ振込を依頼された。不審なので情報提供する。
4位	基礎化粧品	10件	<主な相談例> ネット通販で洗顔フォームの注文をした。定期購入ではないと思っていたが2回目が届き受取拒否した。請求書が届いたが払いたくない。
5位	医療サービス	7件	<主な相談例> 医療脱毛契約をしたが1回も施術を受けないうちに会社が倒産した。代金支払いはクレジット一括払いとしたが払いたくない。

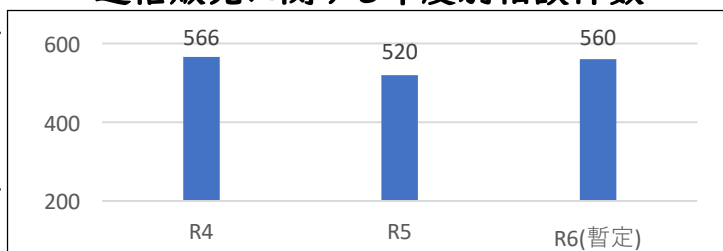
※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が大変多く寄せられています。

パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット（スクショ）で保存しましょう。

通信販売に関する年度別相談件数



春日部市消費生活センターの職員が講話を行いました！



●シニア世代のスマホ教室（1月31日）、スマートフォン活用講座（2月4日）

幸松地区公民館・行政デジタル改革課・くらしの安全課共催（1月31日）及び高齢者支援課主催（2月4日）の表記の講座において、主にスマホによるトラブル事例の紹介をしました。

消費生活センターに寄せられている消費者トラブルの現状として、通信販売と点検商法に関する相談が全体の約50%と半分を占めています。スマホで突然表示された広告や、実生活における突然の業者の訪問等、相手方からの一方的なアプローチには、気を付けるようにと説明しました。

特に、通信販売にはクーリング・オフが無く、返品は事業者の定める規約に従う形となるため、スマホやインターネット経由で購入する場合は慎重に行いましょう。

消費生活相談コラム⑦

「引越しトラブルのあれこれ」

消費生活相談員 U

桜の季節が訪れると、人生の節目となった出来事が思い出されます。新生活への準備に忙しい方も多いのではないのでしょうか？引越しもその一つだと思いますが、消費生活センターにはあらゆる年代の方から相談が寄せられています。引越しの際はトラブルに会わないために以下のようなポイントを押さえておくことが重要です。

1. 引越し業者と契約する前に、約款や規約、事業者のホームページに掲載されているQ&A等を確認して情報収集し、見積りの際には料金の内訳を確認しましょう。エアコンの取り付け・取り外し等の付帯サービスが見積りに含まれていると思っていたら別途料金を請求されたり、引越しをキャンセルしたら高額なキャンセル料を請求されたり、契約の際に渡された段ボールの返送料を請求されたり・・・等々のトラブルがあり、注意が必要です。

2. 壊れやすいものは梱包材や新聞紙などでしっかりと梱包したうえで、壊れやすいものと一目で分かるように明記し、データが破損するおそれのあるものはバックアップを取っておきましょう。また、引越し終了後は、速やかに荷物の紛失や破損がないか確認しましょう。家具が傷付いていることに気が付き引越し業者に修理代の負担を求めても、申出期限が過ぎていることを理由に断られたりすることがあります。

3. 賃貸住宅へ引越しした直後に、管理会社と関連があるかのように思わせて訪問してくる事業者には注意しましょう。特に初めて一人暮らしをする若者に多いトラブルです。訪問してきた事業者の話だけを聞いて契約したりせず、管理会社に確認するようにしましょう。

新たな生活を気持ちよくスタートさせるためにも、事業者と契約する際は十分に検討することが大切です。何か少しでも気になることがあれば、お気軽に消費生活センターへご相談ください。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

